

株式会社 〇〇

平成26年6月

事業主様

江戸川年金事務所長

定時決定（算定）時調査のご案内

事業主の皆様には、日頃から社会保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、毎年7月は算定基礎届を提出していただくこととなります、厚生年金保険の適用の適正化を図るため数年に一度会場にお越しいただき、算定基礎届や賃金台帳等を確認する定時決定時調査を行っております。

貴事業所様の本年度の提出につきましては、誠に勝手ながら会場にお越しいただき、算定基礎届や賃金台帳等を確認させていただくことになりました。

ご多忙中大変恐縮ではございますが、下記日程にお越しいただきますようお願いいたします。

なお、当日は会場の状況によりお待ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■ 算定基礎届提出日（指定の日に提出できないときは、当所適用調査課までご連絡ください）

来所いただけない場合は、後日、来所または訪問による調査を改めて実施することとなります。

平成26年 7月 1 日

9 時 00 分

■ 提出場所 裏面をご覧ください。

■ 算定基礎届等を作成のうえ、提出日に以下のものを必ずご持参下さい。

※ 社会保険労務士様に委託されている事業所様におかれましては、算定基礎届は委託されている社会保険労務士様に送付しておりますので、本通知が届いた旨を社会保険労務士様にご連絡願います。

※ 健康保険組合に加入している事業主様につきましても、厚生年金保険分の算定基礎届等は健康保険組合へ提出せず、会場へお越しいただき、定時決定時調査の際に提出してください。

【提出日にご持参いただくもの】

1、算定基礎届（磁気媒体及び電子申請による提出の場合は、お手数ですが内容一覧も併せて作成し、ご持参願います）

2、厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届（対象者がいる場合）

3、算定基礎届総括表

4、算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）

5、賃金台帳、出勤簿等（平成25年7月以降分）

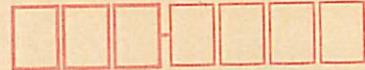
6、源泉所得税領収証書（平成25年7月以降分（納期の特例適用を受けている場合は直近のもの））

7、平成26年5月10日以降提出済の適用関係諸届（資格取得届、資格喪失届、月額変更届など）の決定通知書（写しでも可）

8、事業主印（お持ちいただける場合）

※お願い：算定基礎届は被保険者番号順に届出しますようご協力お願いいたします。

注：会場にお越しいただく際には、必ずこの通知をご持参下さい。



事業主様親展 重要

算定基礎届提出に関する重要なお知らせです。
委託されている社会保険労務士様に、本通知書が
届いた旨連絡願います。



日本年金機構

Japan Pension Service

江戸川年金事務所

〒132-8502
江戸川区中央3-4-24

TEL. 03-3652-5106

担当 _____